

司法書士過去問 伊藤塾セレクション 第12版
訂正表
2019年6月3日現在

「伊藤塾セレクション 司法書士過去問 第12版」をお買い上げいただきありがとうございます。

弊社では、出版にあたりまして、細心の注意を払って参りましたが、残念ながら訂正箇所がございます。お手数をお掛けして大変恐縮ではございますが、お手持ちの本に訂正箇所を書き込んでお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

「司法書士過去問 伊藤塾セレクション1 民法 第12版」

該当ページ	箇所	誤	正
404	ア 解説 5行目	(大判大6.5.3)	(442 I)
570	エ 解説	エ 正しい。 相続による権利の承継は、遺産分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ、第三者に主張することができないため(899の2 I)、本記述のような、いわゆる遺産分割前の第三者は、対抗要件を備えていれば保護される。したがって、本記述における第三者は、自己の持分を主張することができる。	エ 正しい。 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼって効力を生ずる(909条本文)。ただし、第三者の権利を害することはできない(909ただし書)。ここでいう「第三者」は、善意または悪意を問わないが、対抗要件を備えていることを要すると解されている。したがって、本記述における第三者は、自己の持分を主張することができる。